

予 算 ・ 決 算 特 別 委 員 会

福 祉 文 教 分 科 会 要 点 記 録

○開会日時 令和8年1月8日(木)午前10時33分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○委 員 6名

1 番 大 竹 圭 君	2 番 篠 原 峰 子 君
3 番 犬 飼 このり 君	4 番 鈴 木 絢 子 君
5 番 虫 明 弘 雄 君	6 番 片 桐 基 至 君

○出席議員 8名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 重 岡 秀 子 君	議 員 長 沢 正 君
〃 竹 本 力 哉 君	〃 河 島 紀美恵 君
〃 大 川 勝 弘 君	〃 佐 藤 周 君

○説明のため出席した者 10名

副 市 長	近 持 剛 史 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	石 川 秀 大 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	稲 葉 豊 彦 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	齋 藤 修 君
教育委員会事務局教育部長	西 川 豪 紀 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
同 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 慎 一 君
同 生 涯 学 習 課 長	山 下 匡 弘 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
主 査 高 橋 綾	

○会議に付した事件

1 市議第39号 令和7年度伊東市一般会計補正予算(第6号)歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（鈴木絢子君）開会する。

○委員長（鈴木絢子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、分科会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いします。

○委員長（鈴木絢子君）日程第1、市議第39号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第6号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は7ページ及び8ページになる。発言を許す。

○3番（犬飼このり君）物価高対応子育て応援手当給付事業であるが、議場での説明で給付時期が2月末めどと伺った。国が示している応援手当が令和8年3月31日までに生まれる新生児も含むとなっているが、市では、その辺はどうか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）議場で説明したとおり、一般的な児童手当を受給している方が受給者全体の大体8割を超えると思うが、その方については2月末に払う。その中で、対象者に令和8年3月31日までに生まれた子も含むとあるので、一般的な事務的なことを考えると、3月31日に生まれた子は3月31日に手続きを受けていくというところであるが、過去、コロナ禍に同様のこのような給付金があり、そのときは、事務的なところを一元化してという中で国から指針があったところである。今回については、そのような指針がまだないので、もしないようであれば、委員おっしゃるとおり、3月31日に生まれる場合には必然的に手続きが4月以降になるというところなので、これはまた、国の動向を注視しながら、3月の議会に繰越しをするような措置も検討していきたいと考えている。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は7ページ及び8ページになる。発言を許す。

○5番（虫明弘雄君）以前も質疑させていただいたが、学校給食のアレルギー対応に対しての負

担金の補助と、あと交付金だと思うが、1つは、7大アレルギーを持っているお子さんで、学校給食でアレルギー対応ができないという持参食に対する負担金で、7大アレルギー以外のアレルギーを持っている重篤者とされる方は100%お弁当で、給食が供給されない方に対しての交付金かと思うが、ここに対して、それぞれどのような対応の交付金、また補助金を考えられているのかが1点。

これからかもしれないが、来年度のアレルギーのお子さんのヒアリングの見込みが分かたら教えてほしい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）まず、この補助金の立てつけであるが、基本的にはお弁当を完全に持ってくる方、要は食べるものも牛乳も全く食さない方がまず1番目。牛乳は飲むが、米とかおかず等を食べない人が2番目。そして、牛乳だけ飲まない方が3番目。その3つの立てつけの中で補助対象を考えており、1つの補助金として、まだ途中であるが、今、要綱の設定を行っているところである。

これは、学校給食センターの学校給食費の管理に関する規則という中で月額料金が定められており、まず、おかずも牛乳も全く食べない人には、小学校は月額4,800円、中学校は5,800円、給食を食べなくて牛乳だけ飲む人については、小学校は3,700円、中学校は4,700円、牛乳だけ飲まない方については、小・中学校合わせて1,100円の補助をしていこうかと思う。

条件としては、やはりアレルギー対応で体質的に給食は食べられないという子を目的としているので、まず、最初に給食を食べるに当たって、全ての方に学校生活の管理指導票というのを発行してもらうが、その中でアレルギーがある方については、アレルギー対応の問診をする。当然、それにはアレルギー体質であるという医者のお墨つきがあるので、まず、その方が対象となる。そしてたまに食べないとか、そういう人は基本的には無償化の中に入っているもので、完全に月1回も給食を食べない人が今対象となっている。

来年度については、新入生においても、まだこれから数字が出てくる場所であるので分からないが、令和7年度のベースでいくと、管理指導票を出している方は100人程度いるが、実際のところ、完全にお弁当を持ってくる方とか、給食を1回も食べない、あるいは牛乳を1回も飲まないという方は大体20人ぐらいの想定になるかと考えているところである。

○**5番**（虫明弘雄君）今、管理指導票の話も出たので触れさせていただくと、医者から診断を受けて管理指導票を年度の初めに出すが、アレルギーというのは結構体質が変わってくる場所があって、解除するときのタイミングは、このアレルギーのものは来年度から食べられるということになれば、次の年からは対応が利くような感じになるのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）先ほど申した金額については月額

料金であるので、例えば小学校で4,800円で、年間最大で5万2,800円が対象になる。管理指導票については、おっしゃるように、確かに年度当初であるが、既に在校生に限っては、この時期ぐらいからそろそろアレルギー面談を始めていく状況になるのでいいが、それまでアレルギーの自覚がなかったが、食べてみたらアレルギーだったということも当然あるので、その場合は管理指導票の中で追加して、やはり医者との面談が必要になるが、年度の途中でも対応していくことは可能かと思っており、それを月額で最後に精算して年度末に一括でという立てつけを今考えている。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第39号中、本分科会所管部分は、原案を可決すべしと決定することと賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）以上をもって日程全部を終了した。

分科会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（鈴木絢子君）これにて予算・決算特別委員会福祉文教分科会を閉会する。

○閉会日時 令和8年1月8日（木）午前10時43分（会議時間10分）

以上の記録を認める。

令和8年1月8日

委員長 鈴木 絢 子